令和6年職員の給与改定の実施について

☞ **特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等に基づき、給与改定を行う。**

1 改定内容

1 給料表の改定（令和６年４月１日適用）

行政職給料表（一）	公民較差（2.89%）解消のため、給料表を引き上げる。 ・初任給の引上げ ・若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
行政職給料表（二）	
医療職給料表（一）	
医療職給料表（二）	
医療職給料表（三）	
幼稚園教育職員給料表	

2 扶養手当の改定（令和７年４月１日施行）

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を10,500円（現行9,000円）に引上げ(３年間で段階的に実施)

扶養親族＼年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
※特定期間	13,000円	13,500円	14,000円	14,500円
父母等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

※特定期間
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円加算

令和6年職員の給与改定の実施について

3 初任給調整手当の支給限度額の改定（令和６年４月１日適用）

医師等の処遇を確保する観点から、初任給調整手当の月額の支給限度額を275,700円（現行268,500円）に改定する。ただし、令和7年4月1日以降は、限度額を315,200円に引き上げる。

4 特別給の年間支給月数の改定（公布の日及び令和７年４月１日施行）

※詳細については別紙のとおり

（１）期末手当

一般職員、管理職員及び会計年度任用職員において、期末手当の年間支給月数を０．１月（定年前再任用短時間勤務職員等については０．０５月）引き上げる。

（２）勤勉手当

一般職員、管理職員及び会計年度任用職員において、勤勉手当の年間支給月数を０．１月（定年前再任用短時間勤務職員等については０．０５月）引き上げる。

２ 改正を要する条例

・中央区職員の給与に関する条例（昭和２７年２月中央区条例第２号）
・中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年１０月中央区条例第１２号）
・中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年３月中央区条例第２３号）

【プレス発表】なし　【議会対応】 令和６年第四回区議会定例会追加上程

別　紙

期末手当に係る支給月数

（１）　一般職員

支給月	改　　定　　後		現　行
	令和７年度以降	令和６年度	
６月	１．２５月 （０．７０月）	１．２０月 （０．６７５月）	１．２０月 （０．６７５月）
１２月	１．２５月 （０．７０月）	１．３０月 （０．７２５月）	１．２０月 （０．６７５月）
計	２．５０月 （１．４０月）	２．５０月 （１．４０月）	２．４０月 （１．３５月）

（２）　管理職員

支給月	改　　定　　後		現　行
	令和７年度以降	令和６年度	
６月	１．０７５月 （０．６１２５月）	１．０２５月 （０．５８７５月）	１．０２５月 （０．５８７５月）
１２月	１．０７５月 （０．６１２５月）	１．１２５月 （０．６３７５月）	１．０２５月 （０．５８７５月）
計	２．１５月 （１．２２５月）	２．１５月 （１．２２５月）	２．０５月 （１．１７５月）

（３）　会計年度任用職員

支給月	改　　定　　後		現　行
	令和７年度以降	令和６年度	
６月	１．２５月	１．２０月	１．２０月
１２月	１．２５月	１．３０月	１．２０月
計	２．５０月	２．５０月	２．４０月

※　（１）、（２）における支給月数の（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給月数

別　紙

勤勉手当に係る支給月数

（１）　一般職員

支給月	改　　定　　後		現　行
	令和７年度以降	令和６年度	
６月	１．１７５月 （０．５７５月）	１．１２５月 （０．５５月）	１．１２５月 （０．５５月）
１２月	１．１７５月 （０．５７５月）	１．２２５月 （０．６０月）	１．１２５月 （０．５５月）
計	２．３５月 （１．１５月）	２．３５月 （１．１５月）	２．２５月 （１．１０月）

（２）　管理職員

支給月	改　　定　　後		現　行
	令和７年度以降	令和６年度	
６月	１．３５月 （０．６６２５月）	１．３０月 （０．６３７５月）	１．３０月 （０．６３７５月）
１２月	１．３５月 （０．６６２５月）	１．４０月 （０．６８７５月）	１．３０月 （０．６３７５月）
計	２．７０月 （１．３２５月）	２．７０月 （１．３２５月）	２．６０月 （１．２７５月）

（３）　会計年度任用職員

支給月	改　　定　　後		現　行
	令和７年度以降	令和６年度	
６月	１．１７５月	１．１２５月	１．１２５月
１２月	１．１７５月	１．２２５月	１．１２５月
計	２．３５月	２．３５月	２．２５月

※　（１）、（２）における支給月数の（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給月数